

法務委員會議録 第二十二号

昭和三十年六月十五日(水曜日)
午後一時四十一分開議

出席委員

- 委員長 世耕 弘一君
理事 山本 桑吉君 理事 三田村 武夫君
理事 福井 盛太郎君 理事 古屋 貞雄君
理事 田中 幾三郎君
椎名 隆君 高橋 禎一君
長井 源君 小林 銑君
林 博君 生田 宏一君
横川 重次君 神近 市子君
佐竹 晴記君
出席政府委員

欠として今松治郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九五五号)(予)
法務行政に関する件

○世耕委員長 これより會議を開きます。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。質疑の通告がありますのでこれを許します。古屋貞雄君。

○古屋委員 職員定員法の一部改正法案について御質問申し上げます。

案について御質問申し上げます。その理由は、ここに御説明のように行政の簡素化だけにあるのですか。それとも予算の関係などもやはり相からまつてなっているわけですか。

○位野木政府委員 御承知のように、昨午行政機関職員を含めまして政府全般の職員の行政整理があつたのであります。その理由は、行政事務の簡素化ももちろんござりますが、今仰せられました予算の節減ということも、もちろん大きな理由になつております。裁判所の職員につきましても、昨年すでに四百二十名減少することにいたしました。

して、法案を提出してすでに成立したわけでありまして、ことしの分は、それに引き續きまして二百八十人をさらに整理しようというのであります。一般行政機関の職員につきましては、御承知のように昨年一回で整理を完了したものであります。これは例外もございしますが、原則として昨年一回で整理を完了したのであります。裁判所の職員につきましては、これは去年一回だけで済まされず、ことに持ち越したのであります。その理由は、二回にした方が整理がしやすいということもございまして、それから昨年大よその整理の規模は定めておつたのであります。数を確定することができなかった。と申しますのは、その後の事務の状況などをにらみ合せて確定したということもございまして、ことに持ち越して二百八十人をさらに減少するというにいたしましたのであります。整理の趣旨は、昨午の政府機関全般を通ずる定員の整理と全然同じものであります。

○古屋委員 私ども実際に裁判所の事務に關与いたします者から考えますならば、一般行政官庁と違つて非常に慎重に仕事をやらなくちゃならぬ關係から、裁判所の職員は他の行政官庁のように、右から左に簡単に補填がしにくい特殊な事情があると思う。というのは、普通の官庁の事務と違ひまして複雑な關係、しかも総合的に裁判に關係をするような、あるいは檢察審査会の事務にいたしまして、相当訓練を

してなれて参らなければ、その仕事の能率が上らないような特殊な性格がございまして、一般官庁と同じような行政整理をされる仲間入りをいたすというふうなことに付いては、非常に私も国民として考えさせられるのです。従いまして、今の御答弁によりまして、昨午の整理を本年に持ち越されたが、昨午の改正のときにも、私も、特に裁判所の職員は普通行政官庁の職員とは違つて特殊な訓練が必要なんだ。従つてかけがえが簡単には得られない。相当の間の訓練を必要とするような性格を持った仕事であるというふうな建前から、努めて減員しないようにという希望を申し上げておきます。なお實際上の裁判所の仕事から考へますと、司法事務がだんだんふえて参りまして、むしろ私もはもう少し増員されて、敏速に裁判所の仕事を解決していただく。そうしなければ、一方においては国民生活の基礎となる経済事情が非常に急テンポに變つて参つております。従つて経済上の争いなどに対する仕事は、早く解決していただくなければ、裁判をしていただくことも目的を達することが非常に困難な状況に置かれてゐる。従つて裁判所の上告制度の機構改革などにも、相当に国民から要望がございまして、相当に国民から要望がございまして、相当に裁判所の職員の減員をするような法律改正については、特段の考慮をいたしたい。かように昨午の改正のときも

申し上げておつたのであります。かような改正をいたします場合に、行政官庁と同じように、右から左に一律にやられるということについては、どうも私も納得がいけないのですが、行政官庁の整理の条件と裁判所の職員の整理の条件は、やはり同じような条件になつてゐるわけでしょうか、それとも何か特別に条件の變つた点があるのでしょうか。

○位野木政府委員 裁判所の事務が非常に特殊なものでありまして、特に本来の裁判事務の關係におきましては、事件も非常に増加いたしておりますので、一般行政機関並みにこの職員を整理するということとは、適當でないことは仰せられる通りと思ひます。前回及び今回の整理を通じて、本来の裁判事務に従事する裁判所職員は、これは減員の対象にいたしておらないのであります。ただ本来の裁判事務以外の司法行政事務と申しますか、一般行政機関の職員と同じような行政的な仕事をしている職員、これにつきましては、やはり一般の行政機関の職員とそう違つた取扱ひをするということはいかかかというところが考えられます。そういう趣旨から、裁判所職員についても整理を行うことになつたのであります。しかしながら裁判所の司法行政事務の整理についても、一般行政機関よりは整理率が低いのでありまして、昨年及び本年度の整理を通じて、整理率は約三・四%、これを一般行政機関の整理率に比較いたしますと、一般

六月十五日
委員石田博英君辭任につき、その補

行政機関の平均は四・七%、約五%近いことになっておりますので、整理率も相当低いということに相なっておりますのであります。

○古屋委員 裁判所の職員定員法の一部改正はしばしば行われて参りましたが、その変遷の歴史ですか、変遷の経過ですか、どういふような理由で、どういふ工合に減員されてきておるか、あるいは増員された場合もありましようし、その変遷の要点だけをお示しをお願いしたいと思います。

○位野木政府委員 裁判所の職員につきましては、裁判所法及び裁判所職員定員法施行以来減員がございましたのは、昭和二十六年の行政整理の際と今回の行政整理の際と二回きりでありまして、それ以外は、むしろ増員関係でございまして改正を行なったということになっております。

○古屋委員 できますれば増員の当時はどんなパーセンテージで増員しておるか、それから減員されましたパーセンテージは二十六年ほどの程度であつたか、昨年度と今年のはたたいま御説明がございましたので、二十六年のときのパーセンテージも参考までにお示しを願いたいと思います。

○位野木政府委員 増員の部分は、全般的に増員したということはないのでありまして、大抵家庭裁判所の事務の関係というふうな、事務の増加に伴うものがあるものであります。減員の方は昭和二十六年も非常に少いのであります。その数字は今手元にございませぬが、あとでお手元にお届けいたします。

○古屋委員 昨年は四百二十人の減員になっていまして、本年度は二百八十人なんです、両方合せました減員をすることによってどのくらいの予算が節約されることになるのでしょうか。

○位野木政府委員 約四千五百五十万円です。

○古屋委員 今回の改正の中で一番減員されて参りますのは、檢察審査会の職員がだいぶ大きく減らされておるのですが、最近のように社会の生活が複雑になって参りますし、いろいろと犯罪の内容も複雑になって参つて、従つて檢察審査会は憲法で保障される人権擁護の建前から申しますならば、むしろもっと相当な人員をふやして、完壁を期するよゝな、審査会のお仕事に徹していただかなければならぬような状況になっておるかと考えられるのです。従ひまして、特に今回の檢察審査会の職員だけが二百八十名のうちの百八十九名ですか、非常にパーセンテージが多いのですが、何かこれには理由がございしますのでしょうか。

○位野木政府委員 檢察審査会の機能というものは非常に尊重すべきものであつて、これを育成すべきものであるというところは御同感でございしますが、今回の整理で、檢察審査会関係の人員の整理が非常に多くなつたということ、これはこれに矛盾するようではございませんが、これは決して檢察審査会の事務を軽視しているという関係ではないのでありまして、裁判所の現在の事務の状況及び檢察審査会の現在の事務の状況を比較いたしますと、どうしても檢察審査会の方が比較的手がすいておる、事務に余裕があるということも現実の事実なんです。それで、職員の整理に際して、いかなる部門からいかなる人

員を減らすかということを考えますと、き、やはり檢察審査会を入れまして裁判所の所管する機関全体の中からどういふふうな減らし方をすれば、全体としての機能を阻害することが最も少く済むか、人員の整理による影響を最も少くさせるにはどうすればいいかというところを考へますと、自然そちらの方に力がかかるを得なかつたというふうな結果になって、こういうふうなことが決つては輕視するということではございませぬ。のみならず、専任の職員は一応檢察審査会として別に定まつてはおりますけれども、事務の繁閑に依りまして、裁判所の一般職員の応援、事務の手伝いというふうなこともいたすことがございますし、またいたしておりますので、事務には支障がないというところを考へております。

○古屋委員 どうも今の御説明は実情とはおおよそ反対のよゝな御説明になると思うのです。実は檢察審査会というものはだいたい人がたくさん寄りますので、人の整理、人の集合、それに基くいろいろな調査ということになりますので、下調査や補助的な仕事が多い仕事なんです。従つて私どもは、これだけよけい減らされる点については、今の御説明ではどうも納得がいかないのです。といひますのは、この仕事は、あまり熱心にやらずに大体の結論を早く出してしまへばそれでもできる仕事なんです。しかし非常に熱心に檢察審査会がこの仕事をとり上げて、御調査願つた結果の結論を出すということになりますと、相当努力が要る、こういうふうな性格を持つておる仕事でございしますので、むしろ私もふやして

いただかなければならぬ。そうして檢察審査会の本質並びにその機構の目的についての宣伝が国民に行き届きますならば、さらに忙しい業務になつてくるのだという傾向がございします。この点について、用人並びに給仕という数があまり多いのです。百十四人というのは用人並びに給仕でありまして、この点は私は非常にたくさんの方の集合を願ひ、たくさんの方の審査に基く仕事でありますから、やはりこれは人が要るのじゃないか、こう思いますが、これでもさしつかえないというお考えなのでございしようか。

○位野木政府委員 ごもつともな点もあると存じますが、何と申しましても現実の事件の数はきつめて少いと申して差しつかえないと思つておりました。年間の檢察審査会の受理件数は全通を過ぎまして千件余りということになつておりました、多いところでも年間三十件程度でございまして、東京第二が最も多いのでありますが、二十四年に設立されて以来の合計数が百三十件というところでございまして、最も多い年の二十六年が三十二件、二十七年が二十二件、二十八年が十七件、二十九年が十四件でございまして、件数が非常に少ない。それから少いところでは年間一件もないところもございします。そういうふうな実情でございしますから、當時職員を固定させて置いておくというところは、やはり国家の財政状態等とも勘案いたしまして、現在のところではやはりこれは不適當ではなからうかというふうな考へられますので、特にこれによつて檢察審査会の機能に阻害されるということはないように考へております。

○古屋委員 そうしますと檢察審査会を輕視したという意味ではないのでございませぬ。私はもつと檢察審査会の機能なり活動が活発になつて参りまして国民にそれを浸透させる面が相當あるのじゃないかと思つておりますが、これはやはり輕視したという意味でなくしての減員という御趣意になるのであります。

○位野木政府委員 仰せの通り輕視いたしたものではありませんのであります。將來件数がふえてくるということでございますれば、もちろん専任職員をさらに増加するというふうなことでまかつていきたいというふうな考へております。

○古屋委員 ただいま本法の改正の理由の中に、主として司法行政事務の簡素化、かようなことがうたわれておりますが、この簡素化された具体的な事例はどういうことでございませうか。

○位野木政府委員 今司法行政事務の簡素化として考へておりますことは、たとえば下級裁判所から提出させることになつております統計その他の報告事項の簡素化、あるいは訴訟課というものがございまして事件の受付とか証拠品の取扱ひ、記録の保存というふうな事務がございしますが、そういうような今まで訴訟課で扱つておつた事務を裁判事務の方に統合するというふうにしなして、能率化をはかるというふうなことを考へております。

○古屋委員 その点はよくわかりましたが、なおお尋ねしたいのは、これだけの職員が減つて参ります場合に、どうもこういう下働きをする者が減つて参りますと、裁判をする判事さんのお

仕事の上で支障を来たすようなおそれがあるのではないかと懸念いたします。特にこの表を拝見しますと最高裁判所の技術員四人、事務員九人、この十三人を減らすことによって、あるいは高等裁判所の九人、地方裁判所の四十五人を減員することによって、裁判の面に相当影響があるように考えられますが、かような点は影響がないという科学的な御調査でもなされた結果のものでありますか、この点はどうか。

○位野木政府委員 御心配はまことにありますが、今回の整理の数は比較的少数でございます。最高裁判所の技術員四人、これは技師の補助のようなことをやっておるわけでありまして、それが今二十九人おりました、二十九人のうち四人を減らすということでございますが、これは一カ所に集めておる人間でもございますので、この程度の整理ならばそれほど事務に支障を来たさないということを考えております。それから事務員についても、最高裁判所の事務員は九人でございますが、これも総数は最高裁判所に相当でございますから、さしたる支障を来たさない、これは各地方——東京地方裁判所、家庭裁判所あたりは合算としては四十五とか十七とか十ということになってたかさんございますが、全般的に割り当ててみますと、これは一人、あるいは一人に足りないということでございますので、事務にはさしたる影響はないというふうに考えております。

○古屋委員 最初雇入れます場合にはそれぞれ必要があつて雇入れておるのでございまして、ことにこれらの

人は直接裁判に関係をする方たちであるとは信ずるのでございます。ただなれどがただいまのような御質問を申し上げたかと申しますと、最高裁判所の裁判官には全部秘書官がついておる、これを私はやめてもらいたいと思ふ。というのは、普通の行政官庁では訪問客も多いし、いろいろ雑務も多いのでありますから、秘書官が必要かもしれないませんが、最高裁判所の判事を訪れるという人は、おそろく一年に数えるほどしかないと思ふ。判事さんのお仕事を御手伝いするという立場から申しますれば調査官もおる。こういうことを考えて参りますと、最高裁判所で最初に整理の対象になるべきものは秘書官である。しかるにこういうことをお考えにならずに、現在直接裁判に関係を持つ人々を整理される、直接裁判に関係なく、しかも最も高給をもらつておる秘書官の整理を行なつていく、かような方面の整理を行なつていく、かようなことはどうも見当違いではないか。

しかも最近全国からの裁判所に対するいろいろとかくの批評は裁判がおくれている、結審をしてから半年も判決が回つてこない。それから裁判所に書類を出しても、一回の口頭弁論が三ヶ月もかかる。こういうようなことで相当私どもが窓口に行き、係の者に尋ねますと事件が多過ぎるんだ。やはり人間には一定の能率そのものの限度があるもので、まことにやり切れないという方面もあるらしい。そういうことから考慮いたしますと、私は秘書官などをやめていただく、この制度をやめていただくようなことによつて整理されていくというようなことが、むしろ裁判所の現在の事情といたしましては適切ではないか、こう考えるのですがいかがでございますでしょうか。

○位野木政府委員 最高裁判所の裁判官の秘書官でございますが、これは裁判事務以外の最高裁判所の裁判官の事務の補助をするという趣旨で、これは裁判所法の施行後になつて、この国会でそういうふうなものを置く必要があるというところで設けられたように記憶いたしております。なるほど裁判事務には直接関係いたしません、裁判事務以外にも、最高裁判所の裁判官といふことは司法行政の最高の責任者としての責務もございしますので、これはかなりあり得るわけでございます。しかし、かりに秘書官という仕事は、そういう官職を特に置かなくても、何らかの意味のこういう仕事をやる人が必要ではなからうかというふうに考えておるのでございます。第一線の裁判事務のほう少しの能率化及び職員増強ということは仰せられる通り十分考慮しなればならないことと考えるのであります。今回の整理も裁判事務には影響を来たさないように、この程度にとどめた次第であります。今後におきましても十分その点に努力をいたすということは当然と思はれるのであります。

この席にちやうど裁判所からもおいでになつておられますので、あるいは裁判所からもお答えいただければけっこうだと存じます。

○鈴木最高裁判所説明員 ただいま位野木君から説明がございましたので多くつけ加えることはございませんが、確かに裁判所の固有の事務として裁判事務を尊重すべきで、そうしてその職員を増加し、仕事を能率化して、裁判面においてスピードの実をあげなければならぬという御意見はその通りで、これに対しては毛頭意見はございません。さきから、さいせんも位野木君から説明がございましたように、この今回の整理についても裁判系統の書記官、書記官補、調査官という官職の整理は全く除外をして、いわゆる行政事務面の職員のみを対象とし、そしてそれによつて裁判面に対する影響というものは皆無かと御質問を受けますと、もちろん皆無とは言へませんが、現在の状態と比較してそう遅延とか阻害的な事実が起らない程度でやつていくという見通しで、こういう案になつておるわけでございます。ただいま御質問になりました最高裁判所の秘書官を廃すということも考慮できるではないかというお説でございます。これはただいま申し上げました裁判面のみを特に重点を置いて考慮いたしますと、そういうことも言えると思ひますけれども、最高裁判所の裁判官も、やはり固有の裁判事務以外の行政事務もございまして、それから訪問者の話が出ましたけれども、一年に一回くらいはわずかな訪問ではないかというふうにおっしゃられました。が、私どもが最高裁判所の事務局におつて見ると、必ずしもそうではなく、やはりいろいろな方面から連絡もあるようでありまして、そういう方面の事務も片づけなければならぬし、行政面の事務のみならずやはり裁判事務に若干連絡を持った書類の整理とか、参考書の編纂とか、そういう方面も調査官に一々頼むほどのことではない、さまつなことを、やはり裁判官

の身近にあつてやるような人間がどうしても必要な面があると存じますので、最高裁判所の秘書官の全廃というようなことは、ちよつと無理かと存じますけれども、なおそういう点についても考慮したいと思ひます。

○古屋委員 私どもは将来裁判所の機構を改革される場合に、やはりそうした点を相当これは考慮していただかなければならぬと思ひますので、どうか固有の裁判事務に關係のない、ただいま申したような秘書官に対する問題は今後人員整理の場合に考慮していただきたいということを要望いたしておきます。

なお最後にやめて参ります者に対する生活保障の問題なんですが、特に附則に書いてあるようなことがございしますが、これは定員外の職員として月給を支払つてやるという御意図のものと規定でございまして、これ以外に特別に公務員としての退職手当というようなことについての問題は、原則としてはどうなつておるのでしようか。

○位野木政府委員 今度整理される職員の手当でございますが、これは九月までに徐々に整理されていくというところでありまして、退職後さらに月給を支払うというのではないのであります。これは一般行政機関の職員の場合と同様なのであります。ただ退職手当が普通の場合に比して二倍支給されるというふうなことになるわけでありまして、なおつけ加えますが、このたびの裁判所の整理は、意に反してやるということまでの必要はない。任意の自然退職を待つ程度で十分可能ではなからうかというふうに見込まれ

ておるのであります。

○古屋委員 申し上げるまでもなく、裁判所の職員の従来の給与が、他の行政官庁よりも少し低い状態に置かれておりますので、やめていかれる方たちの生活の保障ということは、特に御考慮を願わなければならぬことであります。大體ただいまの御説明で安心いたしましたのですが、特別にこの規定によつてやめさせるといふようなことをいたさなくても、本人の希望によつて退職せられるといふことでこの目的は達せられるといふ、ただいまの御答弁と承わつてよいのでしょうか。

○位野木政府委員 さようであります。

○古屋委員 もしそういう場合にあらざして、やめさせるといふようなことになりますれば、私どもは特段な御配慮を願つて、そして生活の保障もある程度までできる範圍の措置をしていただくことを要望して、私の質問を終ります。

○世耕委員長 椎名隆君。

○椎名(隆)委員 今の問題に関連してちよつと伺いたいと思うのですが、裁判事務に直接関係のない連中だけを減員する、そうすると裁判の審理はどうなりますか。審理するにいて差しつかえを来たすか来たさないか。

○位野木政府委員 裁判事務に直接携わつておる職員を今度の整理では整理しないといふわけでございますから、裁判事務が今までよりも遅滞する、事件の処理が延びるという事態がこの整理によつて引き起されることはないと考えております。

○椎名(隆)委員 今かりに私たちが秘書をとつた場合、一切の仕事をも自分

自身がしなければならぬといふれば、非常に事務は滞滞を来たすわけですね。それと同じように、裁判事務に直接に關係する書記連中を助けていく人がなければ裁判事務といふものは決して進行するものではないと思ふのです。この点どうお考えですか。

○位野木政府委員 その点はごもっともでございます。司方行政事務に携わる者といひながら、やはり間接には裁判所の事務の一部を担当してゐるのでありますから、裁判事務に全然影響がないと言われますと、ないとは断定いたしかねると思ふのであります。ただ裁判所内におきましては、裁判事務に直接從事する裁判官以外の職員といたしましては書記官がおります。書記官の系統のほかに事務官がおります。それは事務局の方に大體集まつておるわけでありまして、これは二つの系統に分れておるようでありまして、裁判事務の關係の職員を減員しない、そして行政事務の關係の職員だけを減員するといふことにいたします場合には、直接裁判事務の担当者自体には影響がないわけでございますから、その影響が比較的少い、大したものではありませんと考へられる、そういう意味であります。

○椎名(隆)委員 目下どこかの裁判所と直接減員について何か話し合つたことがあります。たとえば東京地方裁判所とかあるいは千葉地方裁判所において、この庁においては何か名々減らすのだといふようなことをその責任者と話し合つたことがあります。○鈴木最高裁判所説明員 この減員の法案が通つた上、全国の定員と減員の実情を見て、そして甲の裁判所で何

名、乙の裁判所で何名といふような案を事務局を立てて、それを実行していかどうか、実行できるかどうか。この程度で裁判事務に支障を来たすようなことはないのであるといふことを現地と話し合つて実行してゐるのが今までのやり方です。でありますからこの法案が通つて二百八十名の減員をするといふことが確定すれば、おそらく從來と同じようにそういう方法で減員することにならうかと思ひます。

○椎名(隆)委員 たとえば八日市場地方裁判所支部とかあるいは千葉の地方裁判所あたりへ行つて事務があまりに進行しないので文句を言うわけですね。文句を言う、今でさえ人が少いのにかといふことをよく責任者が言うのです。あなた方は裁判所あたりへ直り接行かないで、ただ単に文書のやりとりだけでそういうふうな決定なさるのですか。

○鈴木最高裁判所説明員 もちろん文書のやりとりはいたします。けれども全国の裁判所の支部までに実情を一々調査して、現地へ臨んでなるほど多い少いといふようなことは原則としてしません。それは各地方裁判所ないし家庭裁判所管内の単位でバランスをとつて、そしてここが幾ら、かしこが幾らといふようにやつております。ですからたとえば千葉の例をとりますれば、かりに千葉に減員の割当を二名といふようなことになつて、その二名をどういふように千葉管内で消化するかといふことになれば、それは千葉の地方裁判所ないし家庭裁判所の実情を千葉の裁判所で勘案して、それでは八日市場以外のところをばらばらと、千

葉自身を選ばう、減そうといふようなことをして落ちついておるのが今までのやり方であります。

○椎名(隆)委員 そうすると、これだけの人員を減らしても事務には支障がないといふことになれば、今まで雇つておつたのはいゝわむだに雇つておつたことになるのではないですか。どうですか。

○鈴木最高裁判所説明員 事務に支障がないといふのは、言葉をかえて言へば、固有の裁判事務については支障がないといふことを私どもは確信しておるのです。御承知でもありませんけれども、裁判所へおいでになりますと、書記官がゐる部屋と、それから通常の別の事務官のゐる部屋がございます。書記官のゐる部屋には書記官、書記官補の下に雇ひがおり、雇ひ習ひがおり、あるいは給仕がおります。そういう書記官の系統の部屋に今申し上げましたような人数の中で、たとえば給仕一人取る、雇を一人取る、こういう結果になれば、おそらく送達事務とかいふような面からいつて支障がすぐに生ずるであらうでしょう。これは言うまでもないことでありますけれども、書記系統でない方の、たとえば會計の方の事務とか、さいせんも問題になりました檢察審査会の事務であるとか、そういう裁判所の組織でありますから、因果關係をたどればみんな有機的に動いておるのですから、どこかが一つ欠ければ固有の裁判事務に影響があるんじゃないかとおしやれば、それはないとは言えないと思ひます。しかしその因果關係もかなり直接した部分と遠い部分があると思ひます。たとへば檢察審査会のごときは重要な役割を

しておりますけれども、固有の裁判事務とはほとんど没交渉でございます。だからそういう点を若干減らしても固有の裁判事務で国民に迷惑をかけるようなことはないだらうといふように考へおるわけですね。ですからこの減員によつて、今まで要らない者を裁判所がいゝわむだに定員を持ておつたんだといふことにはならないように私は考へております。

○椎名(隆)委員 先ほど先輩古屋委員がおつしやられた通り、裁判事務に携わつておる者は一朝一夕には養成できないのです。昔から法務省は予算を取るのには下手だといふことは全国一般の評定なんです。そうだとすれば、他の行政官庁において人員を減らすからといひ、少くとも法務省關係は裁判といふ特殊な事務がある。国民の權利義務に非常に影響が大きいのです。他の行政官庁と同じように減らしていくといふようなことのないように一つ御注意を願ひたいと思ひます。

さらに伺ひたいと思いますが、今度の簡易裁判所の管轄區域に關する問題でございますけれども、今度提案せられました管轄區域に關する問題は非常に大であります。事務局は非常にお骨折りであつたかと思ひますが、この裁判所の管轄區域の変更はいかなる基準によつてこういうふうな変更になつたのですか。

○位野木政府委員 御承知のように裁判所の管轄區域は行政区画を基準にして定めております。今回の改正は行政区画の変更によつて簡易裁判所の管轄區域の境界線に影響するところ、これを取り上げてその調整をとつたわけでございます。行政区画になるべく一

致させるといふ建前でいっておりますし、将来もその方が適當だといふふうで考へて、原則として行政区画に一致させてある。ごく例外の場合には今までも行政区画の一部を別々の裁判所に管轄せよといふ場合もございましたが、そういう場合はごく例外の場合でございまして、原則としては行政区画が新しくできたら、新しくできた行政区画に従ひまして、裁判所の管轄区域も変更するといふふうな工合にいたしましたのでございまして。

○推名(陸)委員 そうすると今度の管轄区域に関する法律の一部改正は、結局行政区画の変更によつてその管轄が変つたので、それ以外の原因によつて管轄を変更したといふようなことはございせんか。

○位野木政府委員 行政区画の変更は全然影響のない原因に基づく変更といふものは、今回の改正の中に含まれておりません。ただ厳密に申しまして、行政区画の変更が直接の原因にはなつていないといふものは例外としてございします。これはたとへばある村がAという簡易裁判所の管轄に属しておつた。ところがその村とAの簡易裁判所の所在地に至る途中の村が今回の行政区画の変更によつてB簡易裁判所の管轄区域の方に編入されたといふふうになりまして、その村がやがて孤立した格好になるといふふうな場合がございするのであります。そういうふうな場合にはやはり不自然ですから、同時にこの管轄をBの方へ変更してもらいたいという意向が強かつたのであります。が、そういうような事態はございします。が、全然関係のないものはないといふことでございします。

○推名(陸)委員 今度の町村の合併は御承知の通り各県とも非常に勧めたんです。合併はできたがまだごたごたの余紛が残つてゐるところがたゞさんあるんです。その関係で管轄の変更もまだ行政区画の変更があつた、合併したんだけれども、そのごたごたがまだ出ておる。おらの方はまだ向うへ行かへんだという連中も相当残つてゐるんです。この法案の内容はそんなごたごたがあるうがなかるうが、そんなことは関係はないんだ。合併ができた以上それで管轄をきめるんだといつて定めただけでありますか。あるいはごたごたがあるために裁判所の管轄区域の中に入らない、つまり裁判所の管轄のない地域といふものがあるんですか。

○位野木政府委員 仰せの通り今度の市町村の合併は、市町村の合併促進法が何かの關係で相当府県あたりから勸奨されてできたものがある、その關係で地元に残つたままなされた合併があるといふことは十分承知いたしております。それを今度の法律改正に於いては、十分考慮したものであります。が、たゞやはり裁判所の管轄区域も行政区画と一致させる方が好ましいといふことで、そういうふうになるべくいたしてゐるので、部分的に合併に至るまでの経過において、ある部落の人はその合併についてはあまり積極的ではなかつたといふようなことがかりにございまして、これがございましてしまひますればそれまでといひます。か、それでもおさまつてゐるといふこととあれば、これは特に今直ちにその部落だけを切り離してどうするといふことまで考へることはむしろ不適当かと思ひますので、ある程度の不満はこ

れはかりに過程においてあつたといひしましてもやむを得ないといふようなことも考へるのであります。が、今度の管轄変更についてはその点非常に神経質に調べたのであります。しかしながらその道中においてたとへばごたごたのものがございします。ある合併がございした、が、やがて不自然な部分があるので現在の裁判区域とかそのほかそういう關係については現状のままを尊重してもらいたいといふことを町村間で了解の上で合併がなされたといふようなことが、九州の八幡の關係でございした。そういうふうなものは極力その趣旨を尊重いたしまして、裁判管轄は変更しないようにといふふうなことにいたしました。この町村合併の無理がそのまま反映するといふふうなことは極力いたさないように配慮したしたのであります。そういうふうなものはここに含まれておらないといふふうに信じておる次第であります。

○推名(陸)委員 町村の合併によつて町が新しい名前になつたのがたゞさんあるのです。それによつて簡易裁判所の名称も変つたんだらうと思ひます。が、町は変つた、しかしながら今まで通りの簡易裁判所の名前が残つてゐるのがあるんですか。

○位野木政府委員 そういふものはございします。それは神奈川県三崎は七カ所ばかりでございます。その原因は、ついでに詳しく申し上げますと、結局町名は変更になりましたけれども、やはりもとの名前の方が非常に世間に通つてゐる。新しい名前はまだ親しみが少いといふので、地元が旧町名の方を存続することを希望するといふことでございまして、しかも關係機

関、地元の間にもいづれも意見の不一致がないといふふうな場合には、それを尊重して存置するといふことになつております。

○推名(陸)委員 そういふふうに変更しないのは、地元の意向を尊重して変更しないといふが、しかしながら日本全段から見ると、たとへば三崎にあるのに川崎の裁判所、こゝういふことになる、ほかの連中も非常に迷惑する三崎にあるなら三崎の裁判所としてもらつた方が通りもよい。将来、三崎にあるなら三崎の簡易裁判所と名前を変更するような御意向はありせんか。

○位野木政府委員 仰せられる通りであります。なるべく地名、町名と一致させることは好ましいのであります。が、将来地元においてもだんだんこゝういふ地名になれてくるといふことも信じられますので、なるべく一致させるようにはいたしたい。ただ現状のままあまり変更するといふことは、少し時期尚早といふことで一応現状のままでおるといふことでございします。

○世耕委員 他に質疑がなければ、両案に対する質疑は一応これで終了することにいたします。

○世耕委員長 次に、法務行政に関する件について調査を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。三田村武夫君。

○三田村委員 昨日の委員会で一応質疑を終了したことになるのであります。が、この機会に少年法及び少年院法に關連して、最近特に論議の焦点になつて参りました青少年不良化の問題について、二、三お伺ひしたいと思ひるのであります。少年法及び少年院法の

経過を見ますと、ほとんど毎年のように部分的改正が行われてきております。端的に申しますならば、行政的な事務的な便宜と申しますか、そういう立場からの改正がおおむね多いようにうかがわれるのであります。これは根本の対策といふものをとつと眞剣に考へなければならぬと思ひるのであります。きわめて問題が重要であります。ゆゑに、本来ならば青少年問題に關係のある法務大臣、文部大臣、厚生大臣、各省の最高機關責任者に出席していただいて、根本的に掘り下げてみたと思ひるのであります。しかし今日の当院及び参議院における法案の審議の状況からかんがへまして、なかなかそのことも困難なように思ひます。が、事務当局に対して少しばかりお伺ひし、かつ意見を申し述べてみたいと思ひます。

全体を総括してお尋ねしてもよろしいが、まず警察庁の中川刑事部長にお伺ひいたします。最近の青少年犯罪の傾向と、それに対する予防対策、これはどのようなものをお持ちになつておりますか。実はいろいろ立法的処置も行政的処置も逐次お進めになつておるようでございますが、問題の根本は、対策の前提になるものは、やはり原因をきわめることです。最近特にやましい問題になつて参りました青少年不良化防止、この問題に対しては、われわれ政治に志す者といひましては、最も眞剣に取り組まなければいけませんと思ひます。これは一つの役所で全部行われておりませんので、率直に申しますと、だいが切れ切れになつてゐるような気がする。この点は、またあとでまとめて關係当局に伺ひます。

が、まず警察庁の方の直接第一線に立って青少年不良化の問題を取り扱っておられるその立場から、最近の青少年犯罪の傾向と、その予防に対して、どのような数字をお持ちになっており、また対策をお持ちになっておるか、まず御説明願いたいと思います。

○中川(連)政府委員 仰せの通り、青少年問題の対策は大へん大きな問題だと思ひまして、私も警察に関する面につきましても、日夜この問題の対策に苦心しております。青少年問題というのは、最後には犯罪という形において出てくる面があるかと思ひますが、本来教育、道徳各般、さらに経済関係といいますが、失業の問題とか、そういうような問題がいろいろありますので、役所的に申しますと、一部局のみをもつては問題を解決できないという根本的性格を持っているかと思うのであります。こういう点もありますので、政府機関としても、内閣に青少年問題協議会を設置されて、文部、厚生、もちろん私も加わっておりますのですが、そういう各省の関係者並びにこの面に関する学識経験者をお願いいたしまして、この問題の対策については、常時合等を設けて協議、研究なさっていただいておりますのであります。

まずお尋ねの犯罪現象でございますが、青少年問題の傾向を見るのに、犯罪の結果だけがすべてを現わすものではないという点を念頭に置きながら統計をとっておるのでございますが、私も警察当局といたしまして一応青少年の犯した犯罪、この数はわれわれの統計の上に基づくと出てきますので、それから申し上げてみたいと思います。

青少年の犯罪の大勢を知るのには何といつても刑法犯が中心になりますので、刑法犯の傾向を見て参りますると、こまかい数字もございしますが、大局的の御質問でございしますので、その傾向を一つ申し上げて御報告いたしましたと思います。犯罪件数を数字で申し上げますよりもパーセンテージで申し上げた方が、傾向の説明に便宜でございしますので、一応私ども便宜のために昭和十六年の犯罪を一〇〇として指数をとつて参りますと、その後の青少年の刑法犯の事犯で警察が事件を発見し、警察庁に送った事件は、昭和十七年一二六、昭和十八年一一六、十九年一四二、二十年一〇三、二十年は御承知の通り終戦の年でございします。二十一年二二二、二十二年一九八、二十三年二三六、二十四年二五〇、二十五年三〇〇、二十六年三一五、私どもの統計では青少年犯罪は昭和二十六年が現在のところ一番高い年になっております。それから二十七年に参りまして、二十七年の傾向が出て参りまして、二十七年が二七一、二十八年が二三九、二十九年の方はこの分類でしておりませんので別な報告がございしますが、二十九年は二十八年に比し若干減つてゐる、こういう傾向でございします。

一口にこれを申せば青少年犯罪はふえる一方をたどり、二十六年を一番ピークとし、漸次わずかながら減少の傾向が見受けられてきた。それが全刑法犯の状況でございまして、これが今までの日本の国の青少年問題の犯罪面における一つの傾向を知る数字だと思ふのであります。

さらに最近のことに関連して申し上げてみたいと思うのであります。最近

と申しますと本年は三十年でござい
ますが、統計は一年を中心にして判断を
することが常でございますので、二十
八年と二十九年度の関係の数字を申し
上げまして御審議の御参考に供したい
と思うのです。二十八年と二十九年の
刑法犯の少年——少年と申しますのは
二十才未満でございますが、二十才未
満の件数は、全国を通じ二十八年は十二
万六千強のところ、二十九年は十二
万強、従つて六千件くらい全体として
は減っている、こういう傾向でござい
ます。

の態様等がいろいろありまして、その傾向は犯罪の態様によってみないととにかくに判断しにくいのですが、全体が減っておりますので刑法犯の罪種はおおむね減っておりますのでありますが、逆にふえていゝる事件を申し上げますと、わいせつの罪、これがふえていゝる、それから殺人がふえていゝる、それから強盗がふえていゝる、強姦がふえていゝる、こういう傾向でございます。従いまして殺人、強盗、強姦、わいせつの罪がふえておつて、それ以外の罪種はおおむね減つておゐる。減つておゐる方が大きく作用しまして全体としては二十九年は二十八八年に比し六千件ほど減つておゐる、こういうことでございます。

統計的に申し上げますと以上の通りでございます。最近は二十六年をピークにして非常にふえておったけれども、全体として減る傾向が出てきた。ところが凶悪犯――ほかの犯罪でももちろん悪いのでありますが、青少年に對して最も残念に思われるような強盜、殺人、わいせつとかいった犯罪がふえておる傾向というのは、まことに

にわれわれ国民としては残念な状態であらう、こういうふうに考えられるのであります。傾向につきましてはそれ以外の数字その他によっていろいろ各省の御検討もあらうと思いますが、傾向として犯罪面から見ればおおむね以上のようなところが大変でございます。

それで対策でございますが、対策は先ほど御意見もありましたごとく、全般の国の施策の中の警察というものの役割を果たすべく大いに努力すべきは当然であります。警察だけが一生懸命やるといふことも重要でございますけれども、ほかの官庁面と脈絡をとって総合的に解決した方がより効率的でありますので、先ほどの内閣に設置せられた協議会の決定に基くことはもとよりであります。常々文部省、厚生省、法務省、労働省、こういった関係部局とわれわれはしょっちゅう連絡を密にいたしまして、いろいろな施策を研究したしておるのであります。最近はいろいろな問題もたくさんございますが、覚醒剤によつて中毒する、こういう状況が看取できますし、これはひとり青少年だけの問題ではございませんが、青少年環境浄化という点からいへば看過できない重要な事項だと考えまして、これは関係各省と一致した意見でございますが、関係各省共同でこの覚醒剤問題という具体的問題を取り上げて、青少年を悪くする根源の重要な要素をなしておる覚醒剤を日本からなくしてしまふ、こういう決意を持ちましてお互いに事務的にいろいろ努力しておるのでございます。それで関係各省の非常な御協力にもよりまして、われれも覚醒剤所持違反はもちろんでこ

さいますけれども、根本は密造等につきまして徹底した調査を行いまして覚醒剤という災いをなくしたい、こういうふうに考えておるのでありますが、これはひとりわれわれ政府内部にとどまらず、有力な政党等におかれまして非常に御熱心になつていただくので、われわれそういう方面の驍尾に付しまして、こういうった覚醒剤事犯の消滅に今後大いに努力して参りたいと思つておるのであります。

それからもう一つの具体的の問題について、これは非常にむずかしい問題でございしますが、わいせつ関係の出版物、映画等がありまして、刑法のわいせつ罪に該当すると認められるものにつきましては、これはわれわれ当然の義務として刑法のわいせつの罪としてどしどしやっておるのでございますが、刑法の罰条には当てはまらないけれども、子供に見せたらどうもよからぬ傾向があるというような点もあるからあります。こういう点は、もちろん下手な立法をいたしますと立法の乱用という点もございしますので、必ずしも立様ということをあまり現在のところ考えないで、青少年問題協議会等におかれまして、関係業者等において十分こういった問題につきまして御理解いただきまして、できることなら自主的に青少年等に害を及ぼすような出版物の類は御遠慮願うということが好ましい事態と申しますが、そういう形で権力ずくめでやるということではないに、そういう氣風を助長する、こういう点を、内閣の青少年問題協議会等におかれまして重要な議題になさって御検討中でございますので、そういう点につきまして連絡を密にして、そうい

う不良文化財といつては失礼でありま
すが、不良な出版、青少年に害を及ぼ
すと思われようなものにつきましては
の対策を、各省力を合せてこれをや
る、これには何と申しますも役所だ
けの力ではだめでございまして、民
間各団体の大いなる努力を待って、そ
きたい、こう思うのであります。それ
以外にも、青少年問題は、広く言へば
国の各層に通ずる問題であります。

で、いろいろ対策もあらうと思いま
す、問題が大きいだけに大きい対策も
ありますけれども、具体的問題を取り
上げて参らぬと進歩がおそい、こうい
うこともありますので、私たちがいた
しなくても、とりあえず覚醒剤の問題
あるいは不良出版物を、必ずしも権力
取締りというところのみを目的としてお
りませんが、でき得るなら自主的にだ
んだん、少くも害があるような出版
物については何か適切な方法について
御考慮をわすれず、こういう点につ
いては関係各省とともに努力して
いる次第でございます。

○三田村委員 たいだいまの御説明で大
体の傾向はわかりましたが、今の御説明
によりますと、昭和十六年を一〇〇と
して傾向を見ますと、二十六年が約三
倍、それから八年、九年少しこれが少
くなつてきている傾向にありますが、
二十八年、二十九年を比較いたします
と、件数においては二十九年が少し
減つています。犯罪の内容から検討する
とさらに一層凶悪化してきているとい
うことが言えるわけでありまして、大
体の傾向はそれでわかりました。詳しい
資料でなくてけっこうであります。その
内容の分析として、犯罪の傾向を
見る一つの資料として、今一緒に御説

明になりました中にあるいわゆる性犯
罪ですね。昔から言う軟派ですね。こ
れに属するものと、それから硬派、凶
悪犯罪——殺人、強盗、強姦、それか
らいわゆる思想事件ですね、思想的な
傾向を持つたものと大体この三つの内
容に区分されると思ひますが、その
パーセンテージと傾向はどんなことにな
つておるか。

○中川(重)政府委員 御質問の趣旨は
非常によくわかるのですが、御質問の
趣旨に沿うときパーセントをここで
直ちに数字で申し上げますことはちよつ
と困難でございますので……。

○三田村委員 傾向でけっこうです。
○中川(重)政府委員 御質問の趣旨に
びつたり当てはまるかどうか若干危惧
を持つておりますが、手元にあります
す数字につきまして御説明申し上げます。
性的犯罪というものの、御質問の言
葉でいへば軟派に属する犯罪を抽出し
て参りますと、昭和十六年を一〇〇と
して数字をずっと申し上げますと、十
七年一五八、十八年一七七、十九年一
六三、二十年一〇五、二十一年一四四、
二十二年一〇五、二十三年一九六、二
十四年三三三、二十五年四五六、二十
六年四三二、二十七年五〇七、二十八
年四四六、二十九年は、先ほども申し
たように二十八年に比しふえていたの
ですが、今の十六年を一〇〇とした計
算を今持ち合せまので、パーセン
テージの計算は今具体的に申し上げか
ねますが、二十九年は二十八年の四四
六よりもふえておる、こういうことを
申し上げます。

次に凶悪犯のパーセントを申し上げ
ます。われわれの統計では、殺人、強
盗、放火、強姦を凶悪犯といつておる

のでありまして、強姦は一部軟派の関
係との関連があらうと思ひますが、こ
こでは強姦をも含めて、放火、強姦、
強盗、殺人を凶悪犯の傾向として申し
上げますと、十六年は一〇〇、十七年
一〇二、十八年九六、十九年一〇七、
二十年八七、二十一年三三三、二十二
年三三〇、二十三年四七三、二十四年
四四八、二十五年五〇〇、二十六年四
三八、二十七年四五〇、二十八年三七
一、二十九年四三九、こういう傾向で
ございます。

それから、御質問の第三点の思想関
係といひますか、いろいろな社会問題
等についていろいろ事件が起つたとい
う点は御存じのように、今日は思想そ
のものを、少くとも警察が問題として
取り上げることは適當でありませぬ
で、その統計は作つていないのであり
ますから御了承いただきたいと思いま
す。

○三田村委員 大体の傾向はわかりま
した。犯罪発生の原因がどこにあるか
というところは別途の問題でありまし
て、あるいは厚生省なり文部省なりに
時間があればお尋ねしたいのであり
ますが、そこで今刑事部長も言われ
ましたように、対策の問題です。最近
のように青少年犯罪が大きな社会問題
化して参りますと、どうしても取締り
当局、すなわち警察当局としては、立法
的処置ないしは行政的処置、権力を背
景とした立法、行政の面に手が伸びて
いくのであります。伸びざるを得ない
立場だと思ひます。しかし、これは今
刑事部長もおっしゃつた通りこうい
つた青少年問題は、その背景に立法や行
政を取り除くことのできない大きな社
会的条件があるのです。その社会的条

件をそのままにして置いて、行政的処
置立法的処置を強力に進めると、逆
に反発する面が出てくる。それからこ
れが一つの口あけと申しますか、道
けになりまして、次々と同じ処置をと
らなければならなくなる。たとえ先
ほど申されました好ましからざる映
画の影響、あるいは好ましからざる文
書、出版物の影響、これは何とも放任
しがたい気がいたします。けれどもこ
れに立法的処置、行政的処置を加えて
いきますと果てしがたない、切りがな
いのです。そこに私が冒頭に申し上げ
ました政府全体としての対策が要る。こ
れはあるいは文部省で、厚生省で、あ
るいは法務省で全体を綜合して、検挙
の面に犯罪の面に出てくるそのものを
浄化していくという一つの運動と申し
ますか、手だてが要るのであります。

でありますから警察当局としては非常
に御苦心だと思ひますが、この青少
年犯罪というものが大きな社会問題化
して参つたがゆゑにその警察の立場から
の責任を感ぜられるの余り、その世論
にこたえる意味も加わつておりました
うが、行政的処置、ことに立法的処置
にあまり重点を置かれぬように私は
希望したいのであります。われわれは
戦争中その面における深刻な経験を持
つております。戦争に勝たなければなら
ないのだ、こういう絶対至上命令の
ためにこれも除け、あれも除け、こと
ごとく立法的処置に訴えられ、行政
的処置に訴えられて、遂に国民はが
らめになり、あの悲惨な歴史的な日
を迎えたといふことは、大きな教訓と
して忘れられないのであります。むし
ろ警察庁としましてはこういう貴重な
材料をお持ちなんです。この材料を警

察庁の立場から、つまり犯罪の検挙と
いうふうな立場よりはむしろ予防の立
場から、あるいは文部省あるいは厚生
省あるいは法務省に、さらには政府自
身の施策全般の面に強く押し出して
いただいて、この対策をどうするかとい
うことを一つ真剣にお考え願ひたいと
思ふのであります。これは行政の便宜
のために、青少年犯罪防止のために二
つや三つの法律を作られるよりも、こ
の方面に真剣に一つ取組んでいただ
きたいといふことを申し上げておくの
であります。

きのうは少年院法の質疑を一応終り
しましたが、根本にあるものは少年院に
収容されておるものをどのようにして
矯正教育していくかということも重
要であります。少年院に入つてくる者
を少くするといふことが政治として一
番必要であり、政府として一番考えな
ければならぬことである。入つてきた
者はすでに社会的に見まして何として
も一生大きなマイナスがつきまとうの
であります。そういうことがないよう
にわれわれは考えなければならぬ。
私は決してここで訓示がましいことを
申し上げるのではないのでございませ
んけれども、そういう立場から私にお尋
ねするのであります。文部省の方にお
いてはなつておりますから、あわせてお尋
ねいたしますが、この青少年の不良化
防止という問題の根本は、今申し上げ
ましたように社会的な悪条件を除くこ
ういふことなんです。これはこの面から
いうと一番大きな力は教育なんです。
教育は、社会教育と学校教育と二つに
分れておるものであります。もちろん
学校教育の面にも私は現在の教育の傾

第一類第三号 法務委員会記録第二十号 昭和三十年六月十五日

向を見れば必ずしも責任なしとは思ひ

七

ません。しかし最も大きな問題は、私は社会教育の面にあると思う。社会教育は、さらに広く踏み込んで家庭教育まで入らなければいけない。この面から考えますと、今の犯罪の統計から見ても戦後著しく青少年犯罪というものがふえておる。これはもとより社会的、政治的、経済的条件が悪い。悪いけれども、その中にも一つある大きなものは、これはもとより非常にいい面で、今後の新しい日本の中心にならなければならぬが、あまりにも開放的な自由です。これは思想的に、つまり肉体的に精神的に成人化された者はいのです。つまり人間としての基礎的なものを持つておる者はいの

ですが、十四、五才から、もつとさかのほれば、ほんとうに子供のときから全く開放的で、これは学校だけではない、一般社会においても、家庭においても全く開放的である。まだ精神的にも肉体的にも不健全であるにかかわらずあまりにも開放的である。しかも個人の人格とか権利とかいうものをすなおに受け入れるだけの社会的条件がないのです。そこでまだ成熟しない者があまりにも開放的にならされておるから、私は不良化の傾向が非常に多いのだと思う。こういう点について文部当局としてはどういうお考えをお持ちとおられるか。この点についてはぜひともこの際お考えを願いたいと同時に、今の対策をお伺いしたいのです。

○中川(董)政府委員 これは文部省からお答えがあると思いますが、私は前段の部分についてお答えを申し上げたいと思います。ことごとくまことに三田村委員のおっしゃった通り思つておるのをごさいますして、私も警察でございまして、確かに警察権という一つの権力を持つております。もちろん日本国憲法を初めとして法律によつて嚴重な制限を受けておりますけれども、まあ警察といえれば一つの権力を持つ、こういうことになるわけでありまして、こういう法律や権力では解決できないところの問題があることはまことに同感でございます。何でもかんでも法律なり権力なりというたことによつて事を処理しようという考え方は、ほかの問題でも同様でございますが、ことさらに青少年問題につきましては特に禁物でございまして、必要やむを得ない点につきましてはやむを得ないこともあるかと思ひますが、根本は心のあり方と申しますか、最後には心の問題であるかと思ひます。青少年の心の問題ということはお互いにおかれ成人の心の問題が反映いたしたもので、権力づくでものを考えるという考え方は、根本的に間違つておるとして、今後ともこういう政府機関というものはとかく警察が一番あり得ることとございすけれども、警察以外でもとかく権力というものが災いする懸念も相当多ございすので、政府機関も、そういう、お説のような根本精神を体して国民の心からなる盛りと申しますか、その盛り上がりがすでに若き世代の青少年に非常に光明を与えてくる、こういう社会運動という言葉は適當でないかもしれせんが、そういう雰囲気醸成されるということが根本解決の道だと思ひます。それには、あるいは行政も関連し、経済も関連しませんが、根本は、そう

いうことは全く同感でございまして、われわれも皆さんの有益な御意見に基きまして、職尾に付してこの重要な青少年問題の解決に當るためにそういう心がまえで努力したいと思つておりますので、今後とも御指導願ひたいと思ひます。

○田中(影)政府委員 お答えを申し上げます。青少年の不良化防止につきましては、先ほど刑事部長からお話のありました通り、中央青少年問題協議会とも緊密な連絡をとりながら、防止対策について十分努力をいたしておるつもりでございます。

教育面におきます対策としましては、ただいま御指摘の通り学校教育並びに社会教育の両面からこれが対策を講じなければならぬのでありまして、学校教育の面におきましては、今特に重点的に対策を講じております。面としては、不勉強ないし長期欠席児童に対する対策でございます。現在不勉強、長期欠席児童は約三十二万ございすが、これらの生徒児童に対しましては、あるいは就学、出席を奨励いたしますとか、あるいは児童生徒の保護者に対して、就学の義務を啓発いたしますとか、あるいは学校における教師の生活指導を徹底いたしますとか、また一方教育扶助の充実等の経済的な援助を行うことによりまして、極力不勉強ないし長期欠席児童生徒の就学を奨励いたしておるわけでございます。これがためには、もちろんたいま申し上げましたように、学校はもとより、児童生徒の家庭、さらにPTAといったような関係機関、関係者が緊密な連絡をとりまして、これが対策を進めつつあるわけでございます。

ただいま申し上げましたのは、不勉強とかあるいは長欠とかいったような特異な対策を申し上げたわけでありまして、一般児童生徒に対しては、校外生活指導を徹底することによりまして、十分不良化防止の果をあげたいと思つておるわけでありまして。

さらに社会教育の面におきましては、これは学校教育の面におけると同様であります。すでに不良化した青少年、と申しますよりは、むしろ健全な青少年のよい性質を虫ばむところの社会的な悪い条件を除去いたしまして、青少年があらゆる機会に進んで教養を高める、健全性を強めるといったような十分教育的な環境を醸成すると申しますか、さような心がまえのもとに対策を考えておるわけでございます。たとえば社会教育面におきましては、一つは青少年団体の育成、活動の促進でございます。現在青少年団体の活動に限らず、社会教育面において最も悩んでおりますところは、よい指導者を得がたいというところにその悩みがあるのでございます。ことに青少年団体の健全な育成をはかりますためには、その指導者に人を後るかどうかという点にかかつておると思ひます。そこで青少年教育面の指導者を養成いたしたための講習会を中央におきまして毎年継続実施いたしまして、団体の活発な活動をはかつておるわけでありまして。この際特に申し上げておきたいと思ひますのは、今年度の事業として青少年団体の活動を活発に促進いたしますために、キャンペーンにおいて、あるいは旅行活動あるいはレクリエーション、また図書館あるいは

は巡回文庫によりましてところの読書指導、これらの面に十分意を用いますとともに、未組織な、つまり団体に入つておりません青少年につきましては、それぞれ適切な対策を講じまして、余暇の善導を行いたいと思つておるのでございます。

それから従来文部省におきましては各都道府県に児童愛護班と申しますものの結成を委嘱し、その活動を促進しておるのであります。児童愛護班と申しますのは、たとえば民間の指導者に頼みまして、紙芝居でありますとかあるいは映画あるいは遊戯といったようなものをいたします余暇善用のための一つのグループ活動でございます。が、たとえば東京都におきましては夏学校の子供たちを対象に縁陰子供クラブで相当の成果をあげておる実情でございます。それからさらに先ほど御指摘の悪質な映画、図書といったようなもの、いわゆる不良の文化財から青少年を守りますために優良な映画を選定いたしまして、紙芝居、幻燈につきましても十分安心して子供たちに与えらるるものを選定しておるわけでございます。

それから最後に申し上げておきたいのは、先ほど刑事犯罪の中でわいせつに関するものが比較的多くなつておるといふお話がございましたが、文部省といたしましては純潔教育と申しておりますが、いわゆる性教育を社会教育における一つの大きな活動分野として取り上げまして、純潔教育の進め方という試案を最近得まして、学校教育、社会教育両面におきまして、あらゆる機会、あらゆる場所を利用いたしまして純潔教育の徹底に努めたいと

思つておる次第でございます。大体以上であります。

○三田村委員 事務当局の御意見です。から、お述べになった通りだと思ひます。事務当局の方に政治的な主張をまじえて御質問申し上げても、これは無理でございます。その点は差の控へますが、率直に申しますと、私は青少年の不良化防止という問題に對して、全体の調子が比較的冷淡じゃないかという気がするのです。事務的に考えれば、これは事務的な考慮にすぎないので、根本の問題に對しては、学校教育の面から見ては社会教育の面から見ては、教育活動というものが社会環境にマッチしなければ意味がないのです。教育はその社会にまで踏み込み、その家庭にまで踏み込むというところが、教育なんです。学校行政の面、文部省の社会教育局という局の行政面から見た見方は、ほんとうの社会教育にはならないのです。ほんとうの青少年不良化対策にはならないのです。私はかつて南洋諸島が日本の委任統治であつたころ視察に行ったことがあります。奥の奥に入つて、日本の委任統治政治というものが果して島民に喜ばれておるか。教育の面からこれを調べてみたことがあるのです。これは向うの学校は国費で全部やるのです。裸じゃいけないというので、南洋庁の予算で着物を着せております。学校では着せているのです。ところが学校の門を出ると、その子供は脱いでしまつて、ヤシの葉陰に突っ込んで帰る。家に帰るとみな裸なんです。だから学校では私たちが見に行くと、きれいに子供

供たちは南洋庁の支給した服を着て運動をやつております。非常に文化的な水準が高まつたような気がするのです。しかし家庭に入ると裸なんです。家庭がそうならない。これは教育になりません。何か茶番劇になつてしまひます。だから今文化国家とかあるいは教育の自由とか、言葉はきれいであり、われわれはもとより異論はありませんが、その面から中心テーマと申しますか、その面に目標を置いて常に文部行政活動というものが行われると、社会環境から浮いた教育は教育になりません。レクリエーションもいろいろなことも必要であります。それだけでは教育環境は改善されない。社会環境は改善されなければ、これは政治の問題になります。ここでも事務当局の方にはあまり多く申し上げませんが、私が少し熱心じゃないじゃないかと申し上げるの、さつき中川刑事部長も、文部省の事務当局も御説明になりました通り、内閣に青少年問題対策の、これは法的機関じゃないが、機関があるようでありまして。私は新聞で見たのです。が、ことしの一月十九日、二十日に総理大臣官邸で第四回青少年問題全国大会が開かれております。その席で、近ごろ青少年不良化防止のために各地でいろいろな立法的処置が講ぜられておりますが、全部ではありませんが、各地で施行されている青少年保護育成条例の行き過ぎというものが問題になつてゐる。しかしどこでも一つの世論として青少年不良化防止の問題がやかましいのです、あるいは家庭において、教育の面からも、すべての面にやかま

しいものですか、何とかしなければならぬという気持ちにおいてこういう条例というものが各地にできるのです。大体その条例の基準は、目的は青少年の保護育成、福祉の増進、その条例に盛り込まれているものは、大体深夜の外出禁止とか、あるいは十八歳未満の者が物を持つてきては質屋は取つてはいかぬとか、あるいは買つてはいかぬとかいう規定とか、さつきお話のありました有害図書の見つけかぬ、それから誘発する行為の禁止とか、淫行またはわいせつ行為を禁ずる、こういうことが条例に盛り込まれております。これは世論の前にこたえるための一つの立法的処置だろうと思ふのです。しかしこれは往々にして行き過ぎがある。行き過ぎがあるけれども、これから十年、二十年後の日本のあり方を考えた場合、だれでもまじめに心配をするのは青少年問題なんです。今はこれでいいのです。が、十年、二十年の後に日本はどうなるかというのを考えた場合の一番の悩みは青少年問題なんです。だからこういう処置をとらざるを得ないのだ。そこで中央においては、こういうふうに各地まぢまぢばらばらではないの、大きな教育上の問題であり、青少年対策上の基本的な問題であるから、一つ基準を示してもらいたいという要求があるのです。この一月十九日、二十日の第四回全国会議でこれをやつてゐるのです。これは何かこの要求について文部当局なりあるいは厚生省あるいは法務省では具体的な問題をお考えになつておりますか。

○蒲生説明員 中央青少年問題協議会を取り扱つております大きな問題として

ましては、先ほどもお話ありました不良文化財をどう取り扱うかということ。専門委員会ができて、一応の結論が出されておりますが、その対策は、先ほどお話ししました通りに、直ちに立法的な措置をして、そうしてそれを法的に取り締めるということ。な

る有害な出版物でありますとか映画でありますとか、そういうものを青少年から排除するやうな国民運動を展開するやうに進めるといふこと、それから一つは、優良な出版物、映画といふものの国としての選奨制度、これを強化していくといふこと、それから一つは、出版物、映画、新聞、放送、レコード、こういうやうなもの、関係業者の自粛をそれぞれ強硬に勧奨しよう、大きく分けましてこの三つの方策が結論として得られたわけでございます。その三つの方針に従ひまして、関係各省がそれぞれの立場から進めていくといふことになつております。が、文部省といたしましては、先ほど総務課長から説明を申し上げましたように、選奨制度でありますとか、あるいは特に家庭教育という立場からこれは全くもつともでございます。社会教育の根本は家庭教育だと私も考えておりますが、これにつきましては家庭の中心であります婦人、母の自覚、そうしてそれを力をつけることがさしあたり一番必要であると考えまして、これも数年來続けておりますが、全国各ブロックごとに婦人の指導者の協議会をいたしておりますが、この協議会で必ず家庭教育、子供の扱い方、また不良文化財をどうするかといふうなことに對して、いろいろ論議をさ

れております。文部省としても、学識経験のある者を講師に送りまして、できるだけそうした関心を高めぬる機会を作つていきたい。今申しました婦人指導者の会議であるとか、社会教育研究大会も各県で例年やつておりますが、その際に必ずこうした家庭教育の方向なり、必要性を認識していただくといふやうにいたしております。

○三田村委員 もう少し掘り下げて伺いたいと思つておつたのですが、委員長の御意向もあるやうであります。が、きょうはこの程度にして、いづれまた懇談の機会を持ちたいと思ひます。

厚生省と、法務省の矯正局長がおられますから、簡単に一点ずつ伺ひをしておきたいと思ひます。厚生省に對しては、不良化してしまつた青少年、警察の手あるいは検察庁の手で問題になつております。これはいろいろあるのです。後にはこの委員会に冤罪取締法なんかも出てくるやうですが、これは法律で禁止しても意味のない場合があるのです。そういう場合の厚生対策をどのやうにお考えになつておるか、これはきわめて簡潔でよろしい。

それから、矯正局長にお尋ねいたしますが、きのうここで審議いたしました少年院の問題です。ここに犯罪を犯して少年院に收容されておる者がおるわけですが、これに對する少年法の建前は強制した刑罰じゃない、矯正の効果です。そこで十八なり、十九なりのときから入つてきて、三年、四年、五年と二十三歳までおるのですが、それが出て行くときに、果してそれが矯正の

目的を達してゐるか。矯正の目的を達しないまま出てしまふのではないかという懸念があるのです。その点、体裁でなくて、率直にお答え願ひたいのです。ただ法律ができたから、法律の建前、制度によつて少年院を作つて、家庭裁判所で一定の言い渡しを受け、少年院に収容しなければならぬことになつたから預かつて、矯正教育をやつてゐるということだけではなしに、果して少年院の目的とする矯正教育が達せられるかどうかということですが、その点、簡潔でいいですから、お答え願ひたいと思ひます。

○湯養説明員 厚生省におきましては、児童福祉の立場から、そういうふうな問題児または触法児童についての取扱ひをいたしてゐるわけでございませうが、そういうふうな問題のあつた子供あるいは十四歳未満で触法のような行為のあつた子供については、絶えず児童福祉司なり、児童委員なり、社会福祉司、そういう児童福祉機関を通じて保護指導に當つておるわけなんです。

なお、特に施設に収容しなければならぬというふうな子供につきましては、現在全国に五十二カ所の教護院がありまして、そこにおいて十分なる教護をはかつておるわけなんです。なお、教護院につきましても、現在相当老廃してゐるような点もありますので、そういう点の整備拡充等に意を用いておる次第でございます。なお、そういうふうな教護院における教護技術の点については、絶えず教護技術の研究なり、あるいは教護職員に対する研修、質の向上をはかつて、子供の処遇に万全を期したいと思つておるわけ

であります。

なお積極的には、そういう問題の子供については、子供クラブとか、母親会とか、母親クラブとか、そういうふうな地域的な活動を通じて、絶えずそういう子供に対しても向上をはかるとともに、遊園地とか、児童館というふうな児童厚生施設を根拠として指導に當つておる、こういうふうなことをいたしてあります。

○中尾政府委員 ただいま少年院の成績についての御質問だと拝しますが、まことにお恥かしいことではございますが、実際のところを申し上げますと、あのりつぱな少年法が期待してゐるような少年院の効果は、現在までのところ上げるのができないでございまして、どれだけのもが少年院を出てかえりまた失敗するかという数、とりあへず一応の御参考になると存じますがこれは実際のところ刑務所を出たものについては指紋なども全部取つてございまして、正確な数がわかるのでございしますが、少年院についてはそういうことをいたしてございせんので、ただわれわれにわかり得ることしかわかつておりません。それでこれはまだ正確に総合的に統計を取つたわけではございせんので、ただ個々の二、三の少年院について、気のついた数を取つてゐるわけではございますが、それによりまして、昭和二十九年度の十二月末日現在に少年院に入つておりました一万六千七百七十七人の収容者について調査をいたしまして、それを百分率で申し上げますと、初めて入つてきたものが七四・八%、二度以上入つてきたものが二五・二%ということになっております。しかしあれだけの理想をもつて作られた少年

院で、私たちはもつともつと成績を上げなければならぬわけでありまして。この二五%幾らというものは、ただ少年院に入つてゐるものだけでありまして、もう一段上の刑務所に入つてゐるものもあるわけでありますから、この率として私たちの想像いたしますところは、大体五割から六割の間のものが再び失敗してゐるんじゃないかというふうな推測をいたしてあります。これについてはいろいろ原因もございしますが、聞いていただきたいこともございしますが、いずれにしても、私どもの力がそこまですらない実情でござい

○三田村委員 これは果てしのない問題でありますから、いずれまた別の機会にいたしますが、最後に私文部当局、検察当局、特に文部当局に申し上げておきたい。この際大いに勇氣を持っていただきたい。これはよき指導者云々という言葉がありました。が、青年教育にしてもあるいは児童教育にしても、一人や二人のよき指導者によつて生まれるものじゃありません。教育そのものに勇氣が要するのです。文部省が何れも全部の教育を指導しろと私は言ふのではない。そうではなくて、教育そのものの根本が何であるかということ、文部省はお考え願ひたい。これは私文部大臣に求めてもらつて別の機会にうんと申し上げようと思つてゐるのです。が、いつでしたか、奈良の高校の学生が先生に連れられて修学旅行に行つて、どこか赤線区域に行つてけんかを

おつ始めて、先生のところへ行つたら、先生は酔つぱらつておつてどうにもならぬ、こういう事件も新聞にあつた。近ごろ問題になつてゐる日教組の

対策でも、日教組そのものの行き方を全面的に肯定も否定もしない。しかしながら根底に何があるかというところ、教育の問題があるのです。すなわち率直に、今大学に行つてゐる学生諸君でも、戦後の今の情勢から見ると小学校から中学、高等学校、大学に行つて十幾年学びの庭にあるのですが、諸君、君たちは何を目標に勉強するのだと聞くと、僕はこれを目標にして勉強するのだという人は遺憾ながらいないのです。人間完成のめどがない。そこに青年不良化の根本の問題がある。これは文部省だけの責任じゃありませんが、これは一つこの問題に關係しておられる御当局の方々にぜひとも真剣にお考え願ひたい。そのときそのときの行政上の便宜や行政庁としてのお立場だけでお考えになつておつては、いつまでもたつても解決しません。皆さんはその立場々々であるいは局長に、あるいは次官に、あるいは大臣に自分の所管事務について強力に進言し、これを推進していかれる責任がある。どうぞ一つその立場から青少年の問題を――

ことし、来年は適當な措置で済むかわかりませんが、これは十年後、二十年後に残す問題であります。そのときの責任をわれわれは考えなければならぬが、少くともわれわれ国民の代表として国会に席を持つ者は、今の問題よりもその将来十年、二十年の責任を考えてここで発言もし、法案を審議し、行政の監察もやらなければならぬ。どうもその点は、有能な方々ばかりでありまして正しいう方向に青少年対策を持つていくつていただきたい。われわれがせつかくここで法案の部分的修正をやりま

しても、根本的問題がためられまぜんと意味がない。それだけを私は申し上げたいのであります。これで質問を打ち切ります。○世耕委員長 本日はこれにて散会いたします。次会は明十六日午前十時より開会いたします。午後三時五十二分散会